

年 _____ さんの保護者様へ

北杜市立武川中学校
校長 鷹野 晃

感染症による出席停止について（お知らせ）

この度、お子様は学校で予防すべき感染症に罹患しましたので、学校保健安全法第19条に基づき、次のとおり出席停止といたします。この処置は、お子様に十分休養を与え回復を早めるとともに、他のお子様への感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席として扱いません。

なお、再登校の際には、「医師による治癒証明書」を担任までお届けください。御家庭におかれましては、主治医の指示の下、適切な処置をとられますようお願い申し上げます。

1 感染症の種類と出席停止の目安（文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」H25.3による）

	感染症の種類	出席停止の期間の目安
第一種	エボラ出血熱， クリミア・コンゴ出血熱， 南米出血熱， ペスト， マールブルグ病， ラッサ熱， 急性灰白髄炎 （ポリオ）， ジフテリア， 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がA型インフルエンザウイルスで、その血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（第一種を除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核， 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が「かさぶた」になるまで 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで ・ 医師において、感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ， 細菌性赤痢， 腸管出血性大腸菌感染症， 腸チフス・パラチフス， 流行性角結膜炎， 急性出血性結膜炎	医師において、感染のおそれがないと認められるまで
その他	感染性胃腸炎， マイコプラズマ感染症， 溶連菌感染症， 伝染性紅斑（りんご病）， 手足口病， 伝染性膿痂疹（とびひ）， 伝染性軟属種（水いぼ）， アタマジラミなど	必要があるときに、校長が緊急措置として出席停止の指示を出すものであり、必ず出席停止になるわけではない。 左に挙げたものは、その中の主なものである。

2 医師による治癒証明書

切 り 取 り 線

北杜市立武川中学校校長 様

医師による治癒証明書

年 _____ 生徒氏名 _____

感染症名 _____

上記の感染症が治癒したので、再登校することを認めます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 医療機関名 _____ 印 _____

医師氏名 _____